

# インテル® テクノロジー・プロバイダー・プログラム

## 契約条件

2010年11月22日改訂

お客様がインテル®テクノロジー・プロバイダー・プログラムのメンバーとして認定された場合、本書に記載される条件（以下「本契約条件」と称します）が、お客様の会社（以下「貴社」と称します）と、インテル コーポレーションおよびその子会社（以下総じて「インテル」と称します）との間における法的合意となります。

本契約条件をよくお読みください。その内容に同意する場合、「同意する」をクリックしてください。同意しない場合は、「同意しない」をクリックしてください。インテル®テクノロジー・プロバイダー・プログラム・プライバシー・ステートメント ([www.intel.com/reseller](http://www.intel.com/reseller)) には、メンバーシップ取得申請書の用途とその取扱い方法が記載されていますので、こちらもご覧ください。

貴社が本契約条件に同意された場合でも、インテルが貴社をインテル®テクノロジー・プロバイダー・プログラムのメンバーとして承認しない場合がありますので、ご了承ください。メンバーとしての承認を得るためには、本契約条件への同意、また該当する場合には、チャネル商標使用許諾契約 (CTLA) への同意を行い、必要事項をすべて記入したメンバーシップ取得申請書を提出したうえで、メンバーシップ取得条件をすべて満たさなければなりません。

### 1.0 定義

1.1 「インテル製品の販売者」とは、純正インテル製品、もしくは純正インテル製品が搭載された最終製品の流通またはその他の販売を行う事業体を意味し、この中にはインテル®認定ディストリビューター、オリジナルデザイン製作者、オリジナル機器製作者、チャネル・サプライヤー、チャネル・リセラーが含まれますが、これらに限定されるものではありません。

1.2 「発効日」とは、インテルが貴社に対して書面により、インテル®テクノロジー・プロバイダー・プログラムのメンバーとしての承認を通知する日を意味します。メンバーシップの確立後、本契約条件は毎年、貴社の本契約条件の遵守を条件として、各暦年の初日に発効となります。

1.3 「インテル」とは、インテル コーポレーションならびにその指定子会社および関連会社を意味します。

1.4 「本件製品（複数の場合を含みます）」とは、第 1.1 項で定義される販売者により販売された、純正インテル製品、または純正インテル製品が搭載された最終製品を意味します。

1.5 「売上高」とは、販売者またはその他の第三者データソースによりインテルに対して報告された製品の売上を意味します。

1.6 「パートナー」とは、インテル®テクノロジー・プロバイダー・プログラムの基準を満たし、プログラムのメンバーとなっている「販売者」を意味します。

1.7 「プログラム特典」とは、<http://www.intel.com/cd/channel/reseller/ijkk/jpn/membership/292029.htm> または <http://technologyprovider.intel.com>（英語）に記載される特典を意味し、貴社の現在のメンバーシップ・レベルに応じて適用されます。この特典は、インテルの独自の裁量により随時変更される可能性があります。

1.8 「メンバーシップ取得条件」とは、<http://www.intel.com/cd/channel/reseller/ijkk/jpn/membership/292029.htm> または <http://technologyprovider.intel.com>（英語）に記載されるメンバーシップを取得するための条件を意味し、貴社の現在のメンバーシップ・レベルに応じて適用されます。この条件は、インテルの独自の裁量により随時変更される可能性があります。

1.9 「試用期間」とは、プログラム特典の一部または全部が利用できない 90 日間の期間を意味します。詳細については、本契約条件の第 8.3 項および第 8.4 項に記載しています。

1.10 「制限付き資格」とは、一部のプログラム特典を利用できない 9 カ月の期間を意味します。詳細については、本契約条件の第 8.5 項および第 8.6 項に記載しています。

## 2.0 パートナーおよび代理店の免責条項

貴社は、テクノロジー業界において、「パートナー」の用語が、パートナー関係以外では関連のない企業間のマーケティング関係を指す一般的な用語であり、この一般的な用法に従って本契約条件で使用されていることを認めます。本契約条件および本書面での「パートナー」の用語の使用は、当事者間における提携、代理関係、流通、ジョイントベンチャー、またはその他同様の取り決めの成立を意図したものではなく、これらの成立とみなしてはならないものとします。一方の当事者の従業員、代理人または代表者を、相手方の従業員、代理人または代表者とみなしてはならないものとします。各当事者は、独立契約者とみなすものとし、相手方を拘束する権限は一切ないものとします。貴社、インテルのいずれにも、相手方の代理として明示的または黙示的義務を創出する権限はありません。上記を制限することなく、貴社は、プログラム資料における「パートナー」の用語の使用が、当事者間における法的提携もしくは受諾信頼関係を構成するものではないこと、また、それらを暗に意味するものでもないことを認めます。

## 3.0 プログラムレベル

インテル® テクノロジー・プロバイダー・プログラム\*には、3種類のメンバーシップ・レベルがあります（個々を指す場合はそれぞれの名称を用い、総称する場合は「インテル® テクノロジー・プロバイダー・プログラム」または「本プログラム」と称します）。これらのレベルのメンバーシップ取得条件については、<http://www.intel.com/cd/channel/reseller/ijkk/jpn/membership/292029.htm> または <http://technologyprovider.intel.com>（英語）をご覧ください。

- (i) プラチナ・パートナー
- (ii) ゴールド・パートナー
- (iii) レジスタード・パートナー

## 4.0 プログラム用語

貴社は、インテル® テクノロジー・プロバイダー・プログラムのメンバーとして、以下の承認済みの方法による場合のみ、文章または発言においてプログラム名および貴社のレベル名を使用できます。

### 4.1 本プログラムを言及する場合

インテル® テクノロジー・プロバイダー・プログラム  
(略号の ITPP は使用しません)

### 4.2 本プログラムとレベルの両方を言及する場合

インテル® テクノロジー・プロバイダー・プログラム、プラチナ・パートナー

---

\* テクノロジー・プロバイダー・プログラムの名称、構成、特典は、国によって異なる場合があります。

インテル® テクノロジー・プロバイダー・プログラム、ゴールド・パートナー  
インテル® テクノロジー・プロバイダー・プログラム、レジスタード・パートナー

または

インテル® テクノロジー・プロバイダー・プログラム—プラチナ・パートナー  
インテル® テクノロジー・プロバイダー・プログラム—ゴールド・パートナー  
インテル® テクノロジー・プロバイダー・プログラム—レジスタード・パートナー  
(備考：長いダッシュを用い、ハイフンは使用しません)

#### 4.3 貴社のメンバーシップ・レベルを言及する場合（文書内での初出時）

インテル® テクノロジー・プロバイダー・プラチナ・パートナー  
インテル® テクノロジー・プロバイダー・ゴールド・パートナー  
インテル® テクノロジー・プロバイダー レジスタード・パートナー

#### 4.4 貴社のメンバーシップ・レベルを言及する場合（文書内で既出の場合）

プラチナ・パートナー  
ゴールド・パートナー  
レジスタード・パートナー

#### 4.5 適切な使用例

次の使用例：「私はプラチナ・パートナーなので、お客様は…が得られます」

#### 4.6 不適切な使用例（使用不可）

いかなる場合においても「インテルパートナー」、「インテルのパートナー」、「インテルとのパートナー」、  
「テクノロジー・プロバイダー」などは使用しないでください。

### 5.0 メンバーシップに関する貴社の義務

**5.1 本契約条件および CTLA の遵守** 貴社は、本契約条件、当該チャネル商標使用許諾契約（CTLA）、当該ロゴ使用許諾契約、その他、インテル® テクノロジー・プロバイダー・プログラムの一環として、または、このプログラムに関連してインテルが提示する条件をいつでも遵守することに同意します。

#### 5.2 下記書類への記入およびインテルへの提出（該当する場合）

メンバーシップ取得申請書  
チャネル商標使用許諾契約（CTLA）

**5.3 研修** インテル® テクノロジー・プロバイダー・プログラムの一部のレベルでは、パートナーおよびその従業員がインテル製品およびテクノロジーに関する研修を受ける必要があります。貴社のメンバーシップ・レベルに対して求められる具体的な研修要件の詳細については、メンバーシップ取得条件をご参照ください。

**5.4 プロフィール情報** 貴社は、少なくとも年1回、または本プログラムのレベルに変更があった場合はいつでも、インテルに登録されている貴社のプロフィール情報（商号、主担当および副担当、役職名、電子メールアドレス、事業所の住所（所在地および郵送先）、郵便番号、電話番号、ファックス番号が含まれますが、これらに限定されるものではありません）の確認および更新を行わなければなりません。

**5.5 購入** 本プログラムのメンバーシップ特典およびサービスに対する貴社の資格は、売上高情報などに基づいて、インテルが貴社のメンバーシップ・レベルに応じて適切に決定します。

**5.6 製品統合** プラチナ・パートナーの場合のみ、貴社は、自らが購入するスタンドアロン製品の少なくとも70%が最終製品に統合されていることを表明します。一部のメンバーシップ・レベルでは、製品統合の確認が要件となる場合があります。インテルは、自己申告された売上情報、またはシステムにより生成された売上情報を監査する権利を留保します。

**5.7 自己申告収益** インテルは、貴社が前暦年に販売した、インテル CPU 搭載のシステムの数を自己申告するよう、貴社に要求する場合があります。インテルは、この自己申告情報を確認する権利を留保します。インテルは、貴社施設の物理的査察/調査まで含めた、貴社記録の調査および監査を行う権利を留保します。インテルの判断により、または貴社から書面で要求があり次第、前記の監査はインテルの費用で、10 営業日前までに貴社に予告した上、独立した第三者により行われます。監査人は前記監査の結果を機密扱いとし、第三者により行われた場合には、貴社による本契約条件の義務の遵守不履行についてのみ、インテルに報告されるものとします。

**5.8 接続性** 貴社は以下に同意します。

(i) 貴社の主要連絡先の電子メールアドレス、およびその他メンバーシップ階層基準の一部で本プログラムに参与する全従業員の電子メールアドレスを維持すること。

(ii) インテルの Web サイトへのアクセス能力を維持すること。

(iii) インテルの Web サイトへのアクセスに使用するパスワードの安全性を確保し、貴社自身による同 Web サイトへの正規のアクセスにのみ使用すること。

(iv) インテルが貴社、およびインテル® テクノロジー・プロバイダー・プログラムのメンバーとして、メンバーシップ階層資格基準の一部で本プログラムに参与する従業員に対して送信するすべての電子メールを受信すること。

(v) インテルが公開 Web サイトに貴社の社名、住所およびパートナー資格を表示し、インテルが貴社 Web サイトのコンテンツに一切責任を負わないという内容の免責事項を添えて貴社の Web サイトへのリンクを張ることを許可すること。

## 6.0 プログラム特典とサービス

インテルはインテル®テクノロジー・プロバイダー・プログラムのメンバーに対し、本契約条件で定められているもの以外の特典またはサービスを適宜提供する場合があります。そのような特典またはサービスには、別途定められたガイドライン、規則その他の条件が適用されることがあります。特定の特典またはサービスに関するガイドライン、規則または条件は、その特定の特典またはサービスに適用されるものとします。

## 7.0 機密情報

貴社がインテルと企業間機密保持契約（以下「CNDA」と称します）を締結している場合、両社間でやりとりされる（CNDAで定義される）機密情報には、CNDAの条件が適用されるものとします。

貴社がCNDAを締結していない場合は、以下を適用するものとします。

インテルの「機密情報」に含まれるものは、次のとおりです。

- (i) インテルの有形情報で、「機密」、または「インテル機密」の表示があるもの
- (ii) 口頭で伝達される情報で、(i)の表示がなされた有形資料に関連するもの、またはこの資料に具体的に示されたもの

機密情報を所有する権原または権利は常にインテルが留保します。機密情報は研修時、またはその他の手段により、貴社に開示される可能性があります。一部のインテル®テクノロジー・プロバイダー・プログラムの特典には、参加条件として、守秘義務に関する追加条件が付されているものがあります。以下に記載する条件は、インテル®テクノロジー・プロバイダー・プログラムにより開示されるインテルの機密情報に適用され、本契約条件もしくは貴社のメンバーシップの終了または満了後も存続します。貴社は、以下の条件の遂行または遵守に同意します。

**7.1 機密情報の管理** 貴社が自らの機密および専有情報の保護に用いる注意と同等以上、かつ当該状況において合理的な程度以上の注意をもって機密情報の管理に当たること。

**7.2 非開示** 貴社の従業員で自らの職務遂行上機密情報を知る必要がある者を除き、第三者に機密情報を開示しないこと。貴社の従業員には、機密情報の開示前に、これらの契約上の守秘義務について研修を行い、当該従業員からその遵守に対する同意を得ること。貴社の従業員によるこれらの契約上の義務の遵守は貴社の責任となります。

**7.3 複製** 機密情報は、当該情報を知る必要のある貴社の従業員用として必要な場合を除き、複製を作成しないこと。複製にはいずれも「インテル機密」と表示しなければなりません。

**7.4 期間** 機密情報は、当該情報が貴社に開示された日から少なくとも2間はその機密性を保持すること。ただし、以下の情報はこの限りではありません。

- (i) 合法的に公知となっている情報

- (ii) 守秘義務を負うことなく第三者から合法的に受領した情報
- (iii) インテルから受領する前に、貴社が使用または開示に関する制限を負うことなく合法的に知得した情報
- (iv) インテルが開示に関する制限を設けることなく他者に対して広く提供している情報

貴社は、インテルの要求に応じて、機密情報（複製を含みます）を全部もしくは一部、返却または破棄すること、また、貴社がその要求に従ったことについての確認を行うことに同意します。

## 8.0 期間、変更、終了

**8.1 期間** 本プログラムの契約条件は「発効日」に発効となります。インテルは、該当する暦年中に書面により、または電子的に貴社のメンバーシップが有効となる日（以下「発効日」と称します）を明記した通知を貴社に送付します。貴社がゴールドまたはプラチナ・パートナーである場合、貴社の階層資格は、下記の本プログラム契約条件に従って期限前終了となった場合を除き、当該暦年の末日に失効します。インテルは毎年、貴社の階層資格の見直しを行い、貴社が本プログラムにおける階層レベル資格の条件を満たしており、その他の面でも本契約条件を遵守している場合、1年間、期間を延長することがあります。貴社がレジスタード・パートナーである場合、貴社のメンバーシップは本プログラム契約条件に従って終了となるまで継続します。

**8.2 インテル® テクノロジー・プロバイダー・プログラムの変更** インテルは随時、独自の裁量により、通知後に以下を行うことができます。

- (i) インテル® テクノロジー・プロバイダー・プログラムの新しいレベルを追加すること
- (ii) インテル® テクノロジー・プロバイダー・プログラムのすべてのレベル、またはいずれかのレベルを取り消すこと
- (iii) インテル® テクノロジー・プロバイダー・プログラム、その特典またはサービスの全部もしくは一部を変更、修正または中止すること

少なくとも年1回、またはその前にインテルが貴社に本契約条件の変更を通知した場合、本契約条件の見直しを行うことは貴社の責任です。貴社は、何らかの変更または修正後に貴社がインテル® テクノロジー・プロバイダー・プログラムへの参加を継続した場合、または、同プログラムを利用した場合、貴社が修正後の本契約条件を了承したとみなされることに同意します。

**8.3 試用期間** インテルは、貴社が次のいずれかに該当する場合、貴社に試用期間を適用する場合があります。

- (i) 本契約条件または該当する CTLA もしくはログ使用ガイドラインの継続的遵守を怠った場合

**8.4 試用期間の定義** 「試用期間」は最長 90 日間で、同期間中は、本プログラムの特典を受ける資格が付与されることがあります。貴社は同期間中に、指摘を受けた不備の是正措置を講じる必要があります。試用期間の終了時点で不備が是正されていない場合、貴社のインテル® テクノロジー・プロバイダー・プログラムのメンバーシップは終了となる場合があります。終了の日から 6 カ月が経過するまでは、インテル® テクノロジー・プロバイダー・プログラムへの再入会申請は検討されません。再入会はインテルの独自の裁量によります。

**8.5 制限付き資格。** 上記第 5.4 項で規定される貴社プロフィール情報の確認および更新を怠った場合、インテルは貴社の資格を制限付き資格とする場合があります。

**8.6 制限付き資格の定義。** 3 カ月間の年次更新期間内に貴社が貴社プロフィールを更新しなかった場合には、制限付き資格がアクティブとなります。「制限付き資格」は、最長 9 カ月間であり、この間、貴社は、フレックス+ポイントを含め、自らのプログラム特典を行使できません（ただし、フレックス+ポイントはこの期間中も引き続き発生します）。貴社はこの期間中に貴社プロフィールの更新に取りかからなければなりません。貴社プロフィール情報が制限付き資格期間の終了時点で更新されていない場合、貴社はインテル・テクノロジー・プロバイダー・プログラムにおいて非アクティブとされることがあります。

**8.7 メンバーシップの終了、またはメンバーシップ・プログラムの変更—インテルによる場合** インテルは随時、理由の有無にかかわらず、独自の裁量で、通知を行うことにより、インテル®テクノロジー・プロバイダー・プログラムにおける貴社のメンバーシップを終了させること、または、メンバーシップ・レベルの変更を行うことができます。終了理由となる行為には以下が含まれますが、これらに限定されるものではありません。

(i) メンバーシップ取得申請書（プログラム・プロフィールの設問を含む）に不正確な情報、または虚偽の情報が記載されていた場合

(ii) 不正手段、詐欺的手段、もしくはその他の違法な手段により、特典またはサービスを受けた場合、または受けようとした場合

(iii) リマーク、偽造、改造、不正変更、もしくはリパッケージされたインテル製品の作成、販売、販売の申し出を行った場合、または、インテルによる交換を目的として前記の製品を提出した場合

(iv) 複数のメンバーシップ・アカウント、もしくは重複するメンバーシップ・アカウントの維持、またはその取得申請を行った場合

(v) いずれかのメンバーシップ要件を遵守しなかった場合

(vi) 本契約条件の規定に違反した場合、またはその規定を遵守しなかった場合（例えば、貴社の企業プロフィールの更新を怠った場合）

(vii) CTLA またはロゴ使用許諾契約の規定に違反した場合、またはその規定を遵守しなかった場合（該当する場合）

(viii) インテル®テクノロジー・プロバイダー・プログラムのメンバーである貴社に適用される、その他の規定を遵守しなかった場合

**8.8 メンバーシップの終了—プログラム・パートナーによる場合** 貴社は随時、インテル®テクノロジー・プロバイダー・プログラムの管理者に書面で通知を行うことにより、貴社のメンバーシップを自ら終了させることができます。

**8.9 終了の効果** 終了となり次第、本契約条件ならびに適用される商標使用許諾契約およびロゴ使用許諾契約に基づいて付与された権利はすべて、直ちに終了になるものとし、貴社は当該 CTLA またはロゴ使用許諾契約で規定される、すべての終了義務に直ちに従うものとします。

**8.10 アップグレード** インテルは、貴社のメンバー資格をレジスタードからゴールド、またはゴールドからプラチナにアップグレードするため、貴社の資格の評価を行います。アップグレードはすべて、その時点で有効な新規メンバーシップ・レベルに関するメンバーシップ基準に従い、インテルの承認を受ける必要があります。プラチナレベルへのアップグレードには、手作業での確認が必要です。プラチナ・パートナーとして貴社をアクティブにするまでに数カ月かかることがあります。

**8.11 ダウングレード** 毎年、貴社が当該時点でのメンバーシップ・レベルに対して最低限必要な基準を満たしていない場合、そのメンバー資格は更新されず、貴社は、該当する場合、予告なく、条件を満たす他のメンバーシップ・レベルの割り当て（ダウングレード）を受けることとなります。貴社は引き続き、ダウングレードされたレベルの要件を満たす必要があります。ただし、本契約条件または CTLA（該当する場合）に対して新たに同意を行う必要はありません。

## 9.0 その他の条件および通知

**9.1 保証の否定** 貴社は、自らが提供する製品またはサービスの品質について、インテルが貴社のために宣伝を行うことは一切ないことを認めます。貴社は、インテルが貴社の製品またはサービスを保証していると宣伝してはならないものとします。

**9.2 メンバー用 Web サイトおよびパスワード** インテル® テクノロジー・プロバイダー・プログラムの Web サイトには、パスワードを設定しなければアクセスできない部分があります。貴社は自らのパスワードの安全性および機密性を確保し、許可されているインテル® テクノロジー・プロバイダー・プログラムの Web サイトへのアクセスに対してのみ、パスワードを使用するものとします。貴社は、自らのパスワードを使用して行われる一切の活動に対し、単独で責任を負います。貴社は、自らのパスワードの不正使用、またはその疑いがある場合、ただちにその旨をインテルに通知するものとします。貴社のパスワードの不正使用に起因する影響について、インテルが責任を負うことはありません。貴社のパスワードまたは Web サイトに関する疑問やトラブルについては、<http://www.intel.com/cd/channel/reseller/ijkk/jpn/index.htm> または <http://technologyprovider.intel.com>（英語）までご連絡ください。

**9.3 偽造品およびリマーク品** 貴社は、インテル製品の機能の変更、クロックアップ、またはリマークを行わないものとします。リマーク、変更もしくは偽造の行われたインテル製品の購入、使用、販売、仲介または販売促進も行わないものとします。インテルに返品された製品のうち、違法な変更が行われているとインテルが判断したものについては、告訴のため捜査当局に引き渡す場合があります。貴社は、インテル製品もしくはインテル製品用の包装が施された製品に対する再販を目的としたリパッケージ、または、インテル製品用の包装の改造または不正変更を行ってはならないものとします。

**9.4 インテルの Web サイトで提供されるコンテンツおよびソフトウェア** インテルは、インテル® テクノロジー・プロバイダー・プログラム用の Web サイトを維持管理しています。この Web サイトの「法務情報」というリンク下に記載される規定は、インテルの Web サイトのマテリアルに適用されます。インテルの Web サイトか

らダウンロードされるソフトウェアは、インテルまたはインテルのサプライヤーの著作物です。貴社は、エンドユーザー使用許諾契約を締結している場合、その条件に従って前記のソフトウェアを使用することに同意します。

#### **9.5 インテル® テクノロジー・プロバイダー・プログラムのプライバシー・ステートメント**

インテルは一定の時期に、新たなプログラムや価値をインテル® テクノロジー・プロバイダー・プログラムのメンバーに提供するため、他のテクノロジー・エコシステム・ベンダーと協力する可能性があります。貴社は、自らが前記のプログラムに参加しているエコシステム・ベンダーから購入する、インテルおよびエコシステム・ベンダーの製品の数量および種類について、インテルが情報を収集すること、ならびに収集した情報を、インテルが、参加ベンダー、参加ディストリビューター、または前記のプログラムを支援している第三者サービス・プロバイダーと使用もしくは共有することに同意します。

**9.6 第三者のコンテンツおよび Web サイト** インテル® テクノロジー・プロバイダー・プログラムの Web サイトには、第三者のコンテンツおよび第三者の Web サイトへのリンクが含まれている場合があります。貴社は、インテル® テクノロジー・プロバイダー・プログラムの Web サイト、もしくはそこからリンクされている Web サイトに掲載された、インテル製品のリセラー（インテル® 認定ディストリビューターを含みます）、ベンダーその他の第三者の記載事項、宣伝またはその他のマーケティング材料について、インテルが一切責任を負わないことを認め、これに同意します。

**9.7 免責条項** インテル® テクノロジー・プロバイダー・プログラムの Web サイト（この中には、同 Web サイト上の情報、テキスト、グラフィック、リンク、その他のアイテム、ならびに同 Web サイト上、または同 Web サイトを介して提供される製品およびサービスが含まれますが、これらに限定されるものではありません）は、貴社の便宜のために無償で、インテルおよびインテルのサプライヤーからの保証が一切ない形で提供されています。インテルは、同 Web サイトに関し、ならびに同 Web サイト上、または同 Web サイトを通じて提供されるマテリアルおよびサービスに関し、明示、黙示その他を問わず、一切の保証（商品性、満足のいく品質、特定目的への適合性、または不侵害に関する保証を含みます）を放棄します。また、インテルは、同 Web サイトへの継続的もしくは中断されることのないアクセス、Web サイトの運営、機能もしくは利用可能性、同 Web サイトがウイルスに感染していないこと、または、同 Web サイト内の瑕疵が修正されることについて、一切保証していません。

**9.8 損害賠償の免責** いかなる場合も、Web サイトに何らかの形で起因する、もしくは関連する、またはインテル® テクノロジー・プロバイダー・プログラム Web サイト上で、もしくは同 Web サイトを介して、貴社が参加インテル® 認定ディストリビューターもしくは参加ベンダーからコンポーネント、ソフトウェア、サービスを購入するために Web サイトを利用することに何らかの形で起因する、もしくは関連する損害（この中には、逸失利益、データの喪失、事業の中断、または代替品もしくは代替サービスの調達コストが含まれますが、これらに限定されるものではありません）については、インテルに当該損害の可能性が通知されていたとしても、種類のいかなるかを問わず（直接、間接的、特別、または派生的）、契約、不法行為（過失を含みます）、厳格責任その他の法理のいずれに基づくものであれ、インテルまたはインテルのサプライヤーが貴社に対して責任を負うことはな

いものとしします。一部の法域では、付随的または派生的損害に関する責任の制限が認められていないため、上記の制限が貴社に適用されない場合があります。

## 10.0 一般規定

**10.1 国による相違** インテル® テクノロジー・プロバイダー・プログラムの実施および管理は、国によって異なる場合があります。

**10.2 譲渡** メンバーシップの移転または譲渡はできません。インテルは本契約条件に基づく自らの権利もしくは義務の全部または一部を、インテルが直接もしくは間接的に完全に所有する自社の子会社に譲渡または委譲すること。

**10.3 優先順位** 本契約条件の英語版は、その翻訳版に優先するものとしします。商標使用許諾契約の目的物については、商標使用許諾契約の条件が本契約条件に優先します。インテルの標準販売条件は、貴社とインテルとの間におけるインテル製品の購入または返金に適用されるものとし、インテルの授権代表者が署名した書面による場合を除き、他の契約に優先するものとしします。

**10.4 権利放棄** 本契約条件の不行使は、当該規定の権利放棄とはならないものとし、それらの規定の法的強制力に影響が及ぶことはないものとしします。

**10.5 修正** 両当事者の授権代表者が署名した書面による場合を除き、本契約条件を修正することはできません。上記にかかわらず、インテルは、独自の裁量により、インテル® テクノロジー・プロバイダー・プログラムもしくはプログラム特典および本契約条件の変更、改定、修正または取り消しを行うことができ、これらは、別段の期日が指定された場合を除き、通知が行われ次第、発効するものとしします。インテルの Web サイトへの変更内容の掲載または電子メールの送信は、貴社に対する当該変更の通知とみなすものとしします。

**10.6 法律の遵守** 貴社は、自ら費用負担により、本契約に基づく貴社の義務の履行に適用される、行政体、省庁または機関等のすべての法令、規制、規則、条例および命令を遵守するものとしします。

**10.7 分離可能性** 本契約条件のいずれかの規定が管轄裁判所により、無効、違法または強制不能と判断された場合、この判断がその他の規定の有効性に影響することはないものとしします。ただし、インテルが独自の裁量により、前記の裁判所の判断によって本契約条件またはインテル® テクノロジー・プロバイダー・プログラムの本質的目的を達成できないと判断した場合はこの限りではありません。

**10.8 完全合意** 本契約条件および本契約条件において言及される文書は、本書面のインテル® テクノロジー・プロバイダー・プログラムに関する貴社とインテルとの間の完全な了解事項を記載しており、従前のチャンネル・プロ

グラムの契約条件を統合し、それらに優先します。本契約条件のいずれかの規定が管轄裁判所により、無効、違法または強制不能と判断された場合、この判断がその他の規定の有効性に影響することはないものとします。

**10.9 準拠法および裁判地** インテル®テクノロジー・プロバイダー・プログラム、そのマテリアルもしくは Web サイトに基づいて、またはそれらに関連して発生する請求は、CTLA に基づいて、または CTLA に関連して発生する請求を除き、以下の裁判地において司法判断を受け、以下の法律に準拠するものとします。アメリカ合衆国、カナダ、メキシコを含む中南米の場合、裁判地は米国カリフォルニア州サンタクララとし、法の抵触に関する原則の適用を除き、準拠法は米国デラウェア州の法律とします。アジア太平洋地域の場合、裁判地はシンガポールとし、準拠法はシンガポールの法律とします。日本の場合、裁判地は東京地方裁判所とし、準拠法は日本の法律とします。欧州および前記以外の国の場合、裁判地は英国ロンドンとし、準拠法はイングランドおよびウェールズの法律とします。

**10.10 輸出規制** 貴社は、米国商務省またはその他該当する米国政府機関から事前に必要なライセンスまたは許可を取得した場合を除き、製品、サービス、技術データ、またはそれらを組み込んだシステムの直接もしくは間接的な輸出を慎むことに同意します。製品を米国から輸出し、またはその他の国から再輸出する場合、貴社は、当該製品の流通および輸出もしくは再輸出または輸入において、米国輸出管理規則および該当国の政府によるすべての法律、規制、命令またはその他の制限を確実に遵守するものとします。

**10.11 責任の制限** いずれの当事者も、逸失利益、使用機会の喪失、取引上の損失、または特別損害、付随的損害もしくは派生的損害については、当該損害の可能性が通知されていたとしても、相手方に対して責任を負うことはないものとします。インテルの従業員、またはインテルもしくはプログラム・メンバーの代理を務めるその他の者が、プログラム・メンバーの個人プロフィール情報または企業プロフィール情報へのアクセス、またはその更新を行った場合でも、インテルがインテル®テクノロジー・プロバイダー・プログラム・メンバーに対して責任を負うことはないものとします。